

予納郵便切手内訳基準表 1 (平成26年3月3日～) 【本庁・堺支部・岸和田支部共通】

申立群	券面額等	枚数	合計額	備 考
訴状・控訴状	500	7	5,035	相手方が1名増すごとに2,164円を追加 (内 訳) 1,000円・82円を各2枚 反訴状についての郵券の要否は、本訴係属部でご確認ください。
	100	7		
	82	5		
	52	5		
	20	5		
	10	5		
	2	5		
抗告状	1	5	3,360	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに1,980円分を追加 (内 訳) 500円2枚 205円2枚 100円2枚 82円2枚 52円2枚 20円3枚 10円3枚 2円4枚 1円4枚 再抗告状については次の欄参照
	500	2		
	205	5		
	100	5		
	82	5		
	52	5		
	20	5		
上告状 特別上告状 再抗告状	10	5	6,100	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに合計2,370円を追加 (内 訳) 500円2枚 205円4枚 100円2枚 82円2枚 52円2枚 20円2枚 10円2枚 5円2枚 2円4枚 1円4枚
	2	5		
	1	5		
	500	4		
	205	10		
	100	10		
	82	5		
特別抗告状	52	5	3,800	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに合計1,900円を追加 (内 訳) 500円2枚 205円1枚 100円1枚 52円5枚 20円10枚 10円10枚 5円5枚 1円10枚
	20	10		
	10	10		
	5	10		
	2	10		
	1	10		
	500	4		
労働審判手続	205	2	2,845	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに合計1,900円を追加 (内 訳) 500円2枚 205円1枚 100円1枚 52円5枚 20円10枚 10円10枚 5円5枚 1円10枚
	100	2		
	52	10		
	20	20		
	10	20		
	5	10		
	2	5		
人身保護	1	10	6,312	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 相手方が1名増すごとに合計1,082円を追加 (内訳) 1,000円・82円を各1枚
	500	3		
	100	5		
	82	5		
	50	5		
	20	5		
	10	5		
再 審 準 再 審	5	5	3,292	左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2,168円を追加 (内 訳) 500円を4枚 52円・20円・10円・2円を各2枚
	2	5		
	1000	6		
	20	12		
	10	6		
	2	6		
	500	4		

予納郵便切手内訳基準表 2 (平成26年3月31日～) 【本庁・堺支部・岸和田支部共通】

申立群	券面額等	枚数	合計額	備 考
担保取消申立				
同 意	不要			
勝 訴	1,072	1	1,072	債務者が1名増すごとに1,072円を追加 (内訳) 1,000円・52円・20円を各1枚
権利行使	1,082 1,072	1 1	2,154	債務者が1名増すごとに1,072円+1,082円を 追加 (1,082円の内訳) 1,000円・82円を各1枚

第1民事部に申し立てをする事件の予納郵便切手額について

(堺支部・岸和田支部の保全係においても同様です。)

1 平成26年3月3日から同年3月30日までの申立て

原則として、従前どおりの予納額に加え、申立日によっては、改訂後の郵便料金に対応できるよう、郵便切手の追加をお願いすることになります。この期間内に第1民事部に係属する事件の申立てをされる場合は、その追加郵便切手額についてお問い合わせいただくようお願いします。

2 平成26年3月31日以降の申立て

【保全命令申立事件】

事 件 名		予 納 郵 便 切 手
仮 差 押	不 動 産	1082円×債務者数 (570円+522円)×登記所数
	(滞納処分あり)	92円×滞納処分庁数
	債 権	1082円×債務者数 1130円×第三債務者数
	(陳述催告申立あり)	(512円+82円)×第三債務者数
	自 動 車	1082円×債務者数 (570円+522円)×登録所数
	動 産	1082円×債務者数
仮 処 分	不動産処分禁止	1082円×債務者数 (570円+522円)×登記所数
	不動産占有移転禁止	1082円×債務者数
	動 産	1082円×債務者数
	要 審 尋	500円・205円・100円 82円・50円・5円 ×各4枚
		10円・1円 ×各10枚
		362円 ×債務者数

【保全取下手続（発令前の取下は予納不要）】

基本 a 債務者数×82 円（82 円は重量増加にともない増額になる。） ただし、債務者への通知を要しない場合（正本の末尾に「右取下に同意する」又は「取下通知は不要です」との文言と債務者の記名押印がある場合）は不要 <u>a の基本額に加えてさらに以下 b・c・d・e・f のケースに応じた各金額</u>
b 執行方法が第三債務者への保全命令送達である場合（債権） + 第三債務者数 ×82 円
c 登記・登録の抹消を要する場合（不動産、船舶、航空機、自動車） + 抹消登記嘱託用 不動産 … 法務局数×(570 円+512 円) 自動車 … 運輸局数×(570 円+522 円)
d 強制管理の場合 + 管理人数 × 82 円 + 第三者数 × 82 円 + 抹消登記嘱託用 = 法務局数 ×(570 円+512 円) （仮差押登記の抹消嘱託と同時にする場合は、法務局用の郵便は兼用できる。）
e 船舶の取上保管の場合 + 保管人数 × 82 円
f 滞納による「差押」、 「参加差押」のある物件の仮差押の場合 + 滞納処分庁への通知用 82 円

【担保取消事件等】

手 続 名	予納郵便切手
① 権利行使催告による担保取消	(1082 円 + 1072 円 × 被申立人数)
② 勝訴判決による担保取消	1072 円 × 被申立人数
③ 担保変換	債務者数 × 82 円
④ 債務者がみなし解放金を取得する手続	82 円 × (債権者 + 第三債務者の人数)
⑥ 仮差押解放金による仮差押執行取消しの場合	
(1) 執行方法が登記, 登録の場合 (不動産, 船舶, 航空機, 自動車)	決定正本送達用 1072 円 × 債権者の人数 抹消嘱託用 570 円 + 512 円 (自動車の場合は 522 円)
(2) 執行方法が第三債務者に対する決定を 送達の場合 (債権仮差押)	1072 円 × 債権者の人数 82 円 × 第三債務者の人数
(3) 執行機関が執行官の場合 (動産仮差押)	1072 円 × 債権者の人数

【その他の事件】

手 続 名	予納郵便切手
①間接強制	1082円×債務者数×2
②代替執行	1082円×当事者数
③起訴命令	1072円×債権者数
④保全異議 ⑤保全取消	500円・100円 × 各7枚 82円・52円・20円・10円・2円・1円 各5枚 (計5035円)
⑥保護命令	500円 × 2枚 100円 × 10枚 82円・20円・10円・5円・2円・1円 各6枚 (計2720円)

平成26年4月からの予納郵便切手内訳表

大阪地方裁判所第6民事部

○破産(個別管財, 大型破産), 通常民事再生, 会社更生

券面額	枚数	合計額
500	10	5000
82	30	2460
52	10	520
20	10	200
10	10	100
2	10	20
1	30	30
		8330

○特別清算

券面額	枚数	合計額
500	7	3500
100	7	700
82	5	410
52	5	260
20	5	100
10	5	50
2	5	10
1	5	5
		5035

○破産(同時廃止)

券面額	枚数	合計額
82	20	1640
10	10	100
		1740

○個人再生

券面額	枚数	合計額
100	4	400
82	4	328
10	30	300
2	20	40
1	10	10
		1078

●破産(一般管財)は、申立後、担当者から個別に券種をお知らせしています。

大阪地方裁判所本庁(第14民事部)における
不動産競売に関する各種申立事件申立時の予納郵券額の変更について

(※下記以外の申立てについては、大阪地裁ホームページ等で御確認ください。)

【平成26年3月3日～3月18日申立分】

代金納付	500円 × 4枚 = 2,000円 50円 × 2枚 = 100円 10円 × 2枚 = 20円	合計 2,120円
代金納付 (ローン制度利用時)	500円 × 3枚 = 1,500円 50円 × 1枚 = 50円 10円 × 1枚 = 10円	合計 1,560円
引渡命令	500円 × 6枚 = 3,000円 50円 × 6枚 = 300円 20円 × 6枚 = 120円 10円 × 6枚 = 60円 2円 × 6枚 = 12円	合計 3,492円
代替執行・ 間接強制	500円 × 10枚 = 5,000円 50円 × 10枚 = 500円 20円 × 10枚 = 200円 10円 × 10枚 = 100円 5円 × 5枚 = 25円 2円 × 5枚 = 10円 82円 × 5枚 = 410円	合計 6,245円
執行異議	500円 × 6枚 = 3,000円 50円 × 6枚 = 300円 20円 × 6枚 = 120円 10円 × 6枚 = 60円 2円 × 6枚 = 12円	合計 3,492円
執行抗告	500円 × 2枚 = 1,000円 205円 × 5枚 = 1,025円 100円 × 5枚 = 500円 82円 × 5枚 = 410円 52円 × 5枚 = 260円 20円 × 5枚 = 100円 10円 × 5枚 = 50円 2円 × 5枚 = 10円 1円 × 5枚 = 5円	合計 3,360円
※ ただし、当事者が1名増えるごとに追加が必要になりますので、その場合は別途お問い合わせください。		

大阪地方裁判所本庁(第14民事部)における
不動産競売に関する各種申立事件申立時の予納郵券額の変更について

(※下記以外の申立てについては、大阪地裁ホームページを御確認ください。)

【平成26年3月19日～3月31日申立分】

代金納付	500円 × 4枚 = 2,000円 82円 × 1枚 = 82円 50円 × 1枚 = 50円 10円 × 2枚 = 20円	合計 2,152円
代金納付 (ローン制度利用時)	500円 × 3枚 = 1,500円 82円 × 1枚 = 82円 10円 × 1枚 = 10円	合計 1,592円
引渡命令	500円 × 6枚 = 3,000円 50円 × 6枚 = 300円 20円 × 6枚 = 120円 10円 × 6枚 = 60円 2円 × 6枚 = 12円	合計 3,492円
代替執行・ 間接強制	500円 × 10枚 = 5,000円 50円 × 10枚 = 500円 20円 × 10枚 = 200円 10円 × 10枚 = 100円 5円 × 5枚 = 25円 2円 × 5枚 = 10円 82円 × 5枚 = 410円	合計 6,245円
執行異議	500円 × 6枚 = 3,000円 50円 × 6枚 = 300円 20円 × 6枚 = 120円 10円 × 6枚 = 60円 2円 × 6枚 = 12円	合計 3,492円
執行抗告	500円 × 2枚 = 1,000円 205円 × 5枚 = 1,025円 100円 × 5枚 = 500円 82円 × 5枚 = 410円 52円 × 5枚 = 260円 20円 × 5枚 = 100円 10円 × 5枚 = 50円 2円 × 5枚 = 10円 1円 × 5枚 = 5円	合計 3,360円
※ ただし、当事者が1名増えることに追加が必要になりますので、その場合は別途お問い合わせください。		

大阪地方裁判所本庁(第14民事部)における
不動産競売に関する各種申立事件申立時の予納郵便額の変更について

(※下記以外の申立てについては、大阪地裁ホームページを御確認ください。)

【平成26年4月1日以降申立分～】

代金納付	500円 × 4枚 = 2,000円 82円 × 1枚 = 82円 50円 × 1枚 = 50円 20円 × 2枚 = 40円 2円 × 1枚 = 2円	合計 2,174円
代金納付 (ローン制度利用時)	500円 × 3枚 = 1,500円 82円 × 1枚 = 82円 20円 × 1枚 = 20円 2円 × 1枚 = 2円	合計 1,604円
引渡命令	500円 × 6枚 = 3,000円 50円 × 6枚 = 300円 20円 × 6枚 = 120円 10円 × 6枚 = 60円 2円 × 6枚 = 12円	合計 3,492円
代替執行・ 間接強制	500円 × 10枚 = 5,000円 50円 × 10枚 = 500円 20円 × 10枚 = 200円 10円 × 10枚 = 100円 5円 × 5枚 = 25円 2円 × 5枚 = 10円 82円 × 5枚 = 410円	合計 6,245円
執行異議	500円 × 6枚 = 3,000円 50円 × 6枚 = 300円 20円 × 6枚 = 120円 10円 × 6枚 = 60円 2円 × 6枚 = 12円	合計 3,492円
執行抗告	500円 × 2枚 = 1,000円 205円 × 5枚 = 1,025円 100円 × 5枚 = 500円 82円 × 5枚 = 410円 52円 × 5枚 = 260円 20円 × 5枚 = 100円 10円 × 5枚 = 50円 2円 × 5枚 = 10円 1円 × 5枚 = 5円	合計 3,360円

※ ただし、当事者が1名増えるごとに追加が必要になりますので、その場合は別途お問い合わせください。

大阪地方裁判所堺支部及び岸和田支部における
不動産（強制）競売申立時の予納郵券額

【大阪地方裁判所堺支部】

平成26年2月4日以降申立分～

500円	×	20枚	=	10,000円
100円	×	20枚	=	2,000円
92円	×	20枚	=	1,840円
82円	×	20枚	=	1,640円
20円	×	15枚	=	300円
10円	×	20枚	=	200円
1円	×	20枚	=	20円
合 計				16,000円

【大阪地方裁判所岸和田支部】

① 平成26年3月3日～3月末日申立分

500円	×	20枚	=	10,000円
100円	×	20枚	=	2,000円
90円	×	20枚	=	1,800円
80円	×	20枚	=	1,600円
20円	×	15枚	=	300円
10円	×	20枚	=	200円
1円	×	100枚	=	100円
合 計				16,000円

② 平成26年4月1日以降申立分～

500円	×	20枚	=	10,000円
100円	×	20枚	=	2,000円
92円	×	20枚	=	1,840円
82円	×	20枚	=	1,640円
20円	×	15枚	=	300円
10円	×	20枚	=	200円
1円	×	20枚	=	20円
合 計				16,000円

債権差押命令申立事件に添付する郵便切手一覧表(3/10~27受理分)

大阪地方裁判所第14民事部, 岸和田支部

変更点は下線部です。債権者, 債務者が各1名の場合。債務者が複数の場合は下欄※を参照してください。

第三債務者の人数	1 第三債務者に対する陳述催告の申立てをする場合										2 陳述催告の申立てをしない場合				
	1,100円	90円	80円	50円	10円	2円	合計	執行費用	1,100円	80円	50円	10円	2円	合計	執行費用
1名	2組	1枚	2枚	1枚	6枚	3枚	2,566円	2,360円	2組	1枚	1枚	7枚	1枚	2,402円	2,280円
2名	3組	1枚	4枚	1枚	6枚	5枚	3,830円	3,540円	3組	1枚	1枚	7枚	1枚	3,502円	3,380円
3名	4組	1枚	6枚	1枚	6枚	7枚	5,094円	4,720円	4組	1枚	1枚	7枚	1枚	4,602円	4,480円
4名	5組	1枚	8枚	1枚	6枚	9枚	6,358円	5,900円	5組	1枚	1枚	7枚	1枚	5,702円	5,580円
5名	6組	1枚	10枚	1枚	6枚	11枚	7,622円	7,080円	6組	1枚	1枚	7枚	1枚	6,802円	6,680円
6名	7組	1枚	12枚	1枚	6枚	13枚	8,886円	8,260円	7組	1枚	1枚	7枚	1枚	7,902円	7,780円
7名	8組	1枚	14枚	1枚	6枚	15枚	10,150円	9,440円	8組	1枚	1枚	7枚	1枚	9,002円	8,880円
8名	9組	1枚	16枚	1枚	6枚	17枚	11,414円	10,620円	9組	1枚	1枚	7枚	1枚	10,102円	9,980円
9名	10組	1枚	18枚	1枚	6枚	19枚	12,678円	11,800円	10組	1枚	1枚	7枚	1枚	11,202円	11,080円
10名	11組	1枚	20枚	1枚	6枚	21枚	13,942円	12,980円	11組	1枚	1枚	7枚	1枚	12,302円	12,180円
11名	12組	1枚	22枚	1枚	6枚	23枚	15,206円	14,160円	12組	1枚	1枚	7枚	1枚	13,402円	13,280円
12名	13組	1枚	24枚	1枚	6枚	25枚	16,470円	15,340円	13組	1枚	1枚	7枚	1枚	14,502円	14,380円
13名	14組	1枚	26枚	1枚	6枚	27枚	17,734円	16,520円	14組	1枚	1枚	7枚	1枚	15,602円	15,480円
14名	15組	1枚	28枚	1枚	6枚	29枚	18,998円	17,700円	15組	1枚	1枚	7枚	1枚	16,702円	16,580円
15名	16組	1枚	30枚	1枚	6枚	31枚	20,262円	18,880円	16組	1枚	1枚	7枚	1枚	17,802円	17,680円

※ 債務者が1名増すごとに1, 100円を1組ずつ追加する。執行費用(送達及び通知費用)は, 債務者が1名増すごとに1, 100円加算できる。

※ 第三債務者が1名増すごとに「1, 100円×1組, 80円×2枚, 2円×2枚」増やす(執行費用は第三債務者1名ごとに1, 180円加算できる)。

陳述催告をしない場合は 第三債務者が1名増すごとに1, 100円×1組加算し, 執行費用も1, 100円ずつ加算できる。

※ 第三債務者が増加すれば, 差押命令正本の送達料が1, 100円(100gまで)では不足する場合も考えられるので, 場合によっては, 「債務者並びに第三債務者の人数分の60円切手」を余分に予納してもらう必要がある。

債権差押命令申立事件に添付する郵便切手一覧表(3/10～27受理分)

大阪地方裁判所堺支部

※ 変更点は下線部で示す。債権者、債務者が各1名の場合。債務者が複数の場合は下欄表を参照してください。

第三債務者の人数	1 第三債務者に対する陳述催告の申立てをする場合										2 陳述催告の申立てをしない場合									
	1,000円	100円	80円	50円	30円	10円	2円	合 計	執行費用	1,000円	100円	80円	50円	30円	10円	2円	合 計	執行費用		
1名	2枚	1枚	3枚	1枚	1枚	1枚	4枚	2,438 円	2,320 円	2枚	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	2,274 円	2,240 円		
2名	3枚	2枚	5枚	1枚	1枚	1枚	6枚	3,702 円	3,500 円	3枚	2枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	3,574 円	3,340 円		
3名	4枚	3枚	7枚	1枚	1枚	1枚	8枚	4,966 円	4,680 円	4枚	3枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	4,474 円	4,440 円		
4名	5枚	4枚	9枚	1枚	1枚	1枚	10枚	6,230 円	5,860 円	5枚	4枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	5,674 円	5,640 円		
5名	6枚	5枚	11枚	1枚	1枚	1枚	12枚	7,494 円	7,040 円	6枚	5枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	6,674 円	6,640 円		
6名	7枚	6枚	13枚	1枚	1枚	1枚	14枚	8,758 円	8,220 円	7枚	6枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	7,774 円	7,740 円		
7名	8枚	7枚	15枚	1枚	1枚	1枚	16枚	10,022 円	9,400 円	8枚	7枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	8,874 円	8,840 円		
8名	9枚	8枚	17枚	1枚	1枚	1枚	18枚	11,286 円	10,580 円	9枚	8枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	9,974 円	9,940 円		
9名	10枚	9枚	19枚	1枚	1枚	1枚	20枚	12,550 円	11,760 円	10枚	9枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	11,074 円	11,040 円		
10名	11枚	10枚	21枚	1枚	1枚	1枚	22枚	13,814 円	12,940 円	11枚	10枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	12,274 円	12,140 円		
11名	12枚	11枚	23枚	1枚	1枚	1枚	24枚	15,078 円	14,120 円	12枚	11枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	13,574 円	13,240 円		
12名	13枚	12枚	25枚	1枚	1枚	1枚	26枚	16,342 円	15,300 円	13枚	12枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	14,874 円	14,340 円		
13名	14枚	13枚	27枚	1枚	1枚	1枚	28枚	17,606 円	16,480 円	14枚	13枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	16,174 円	15,440 円		
14名	15枚	14枚	29枚	1枚	1枚	1枚	30枚	18,870 円	17,660 円	15枚	14枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	17,574 円	16,540 円		
15名	16枚	15枚	31枚	1枚	1枚	1枚	32枚	20,134 円	18,840 円	16枚	15枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	18,974 円	17,640 円		

※ 債権者が1名増すごとに1,100円を1組ずつ追加する。執行費用(送達及び通知費用)は、債務者が1名増すごとに1,100円加算できる。

※ 第三債務者が1名増すごとに「1,100円×1組, 80円×2枚, 2円×2枚」増やす(執行費用は第三債務者1名ごとに1,180円加算できる)。

陳述催告をしない場合は 第三債務者が1名増すごとに1,100円×1組加算し、執行費用も1,100円ずつ加算できる。

※ 第三債務者が増加すれば、差押命令正本の送達料が1,100円(100gまで)では不足する場合も考えられるので、場合によっては、「債権者並びに第三債務者の人数分の60円切手」を余分に予納してもらう必要がある。

債権差押命令申立事件に添付する郵便切手一覧表 (H26.3.28～受理用)

債権者、債務者が各1名の場合。債務者が複数の場合は下欄※を参照してください。

第三債務者の人数	1 第三債務者に対する陳述催告の申立てをする場合						2 陳述催告の申立てをしない場合		
	1,130円	392円	92円	82円	合計	執行費用	1,130円	92円	合計・執行費用
1名	2組	1組	1枚	1枚	2,826円	2,744円	2組	1枚	2,352円
2名	3組	2組	1枚	2枚	4,430円	4,266円	3組	1枚	3,432円
3名	4組	3組	1枚	3枚	6,034円	5,788円	4組	1枚	4,612円
4名	5組	4組	1枚	4枚	7,638円	7,310円	5組	1枚	5,742円
5名	6組	5組	1枚	5枚	9,242円	8,832円	6組	1枚	6,872円
6名	7組	6組	1枚	6枚	10,846円	10,354円	7組	1枚	8,002円
7名	8組	7組	1枚	7枚	12,450円	11,876円	8組	1枚	9,132円
8名	9組	8組	1枚	8枚	14,054円	13,398円	9組	1枚	10,262円
9名	10組	9組	1枚	9枚	15,658円	14,920円	10組	1枚	11,392円
10名	11組	10組	1枚	10枚	17,262円	16,442円	11組	1枚	12,522円
11名	12組	11組	1枚	11枚	18,866円	17,964円	12組	1枚	13,652円
12名	13組	12組	1枚	12枚	20,470円	19,486円	13組	1枚	14,782円
13名	14組	13組	1枚	13枚	22,074円	21,008円	14組	1枚	15,912円
14名	15組	14組	1枚	14枚	23,678円	22,530円	15組	1枚	17,042円
15名	16組	15組	1枚	15枚	25,282円	24,052円	16組	1枚	18,172円

※ 債務者が1名増すごとに、郵便切手1,130円を1組追加し、執行費用は1,130円加算できる。

※ 第三債務者が1名増すごとに、郵便切手「1,130円, 392円, 82円」を各1組追加し、執行費用は1,522円加算できる。陳述催告をしない場合、第三債務者が1名増すごとに、郵便切手1,130円を1組を追加し、執行費用は1,130円加算できる。

※ 第三債務者が増加すれば、差押命令正本の送達料が1,130円(100gまで)では不足する場合も考えられるので、場合によっては、「債務者並びに第三債務者の人数分の65円切手」を余分に予納してもらう必要がある。

財産開示事件予納郵便券(3月3日から)

郵便切手 7,190円

【内訳】

500・100・82・20・10・5・2円を各10枚